

## 靈元天皇の奥と東福門院

石 田 俊

【要約】 本稿では、靈元天皇在位時の奥について、天皇の「母」である東福門院の役割に注目し、幕府の動向にも留意して具体的に検討した。天皇幼年時の奥は、東福門院と三条西実教などが統括する体制であった。皇継をめぐって禁閑騒動が起こると、幕府と後水尾院・東福門院は奥の統制を強め、鷹司房子を入内させて皇継問題を整理するとともに、女院を中心に作成された掟書によって、伝奏や禁裏附が「御前」の情報直接进入する体制が整えられた。しかし奥の争いや天皇の成人により女院の影響力が減退すると、その体制は形骸化していった。女院や後水尾院の没後、天皇は奥の再編成を進め、讓位にあたっては外戚の女中を禁裏奥に配置して院政の基盤としたのである。

史林 九四卷三号 二〇一一年五月

### はじめに

本稿は靈元天皇在位時、とりわけ寛文期における奥の構造やその変遷を、表向きの朝廷運営や幕府の動きにも留意しつつ、具体的に検討するものである。

そもそも近世の天皇・朝廷研究は一九七〇年代後半以降、国家論の展開に伴って本格化した。八〇年代からは近世中・後期にも研究の範囲が広げられ、武家伝奏や議奏といった職制の成立過程や職掌の検討が行われる中で、関白（五摂家）―武家伝奏―議奏のラインを朝幕関係・朝廷運営の基本的枠組とする見解が定着した。<sup>①</sup>

一方、制度的枠組を重視する研究に対し、近年野村玄は、皇位の管理と「叡慮」（天皇の意思）の制御という幕府の対朝廷政策における新たな分析軸をうちだした。野村によれば、家光政権から家綱政権への移行の中、幕府は皇位と「叡慮」を自らが安心できる形で掌握する事を目指していた。皇位の管理は、禁裏附と東福門院という直接的な政治的経路を確保し、承応三年（一六五四）の皇位継承者選定過程に事前関与する事である程度実現したが、「叡慮」を完全に統制する事はできず、以後天明七年（一七八七）までの平和と安定は、幕府が天皇の人格と向き合う緊張関係を常に内包した過程としても捉えられる<sup>②</sup>という。

野村の指摘を踏まえた場合、当該期の朝廷において禁裏奥女中が果たしていた役割は大きい。いうまでもなく多くの女中には皇子・皇女の出産が期待されていたのであり、皇位の行方に直結する存在であった。また日常的に天皇に接する彼女達は天皇の意思にも多大な影響を与えうる。幕府が奥の動向に関心を寄せていた可能性は高く、いかにして奥を掌握し、統制しようとしたのか、具体的に論じられなければならない。

その際、重要になるのが天皇の母の存在であろう。生前讓位を基本とした近世では、多くの天皇が幼少で即位する。従って、奥の統制はまず母親の役割であったと考えられる。特に十七世紀前半から後半にかけての朝廷には、実子明正天皇も含めた天皇四代の「母」であり、徳川秀忠息女でもある東福門院徳川和子がいた。東福門院については、先述のように皇位継承者選定過程において大きな影響力を有していた事が指摘されているが、より日常的な朝廷統制・朝廷運営における役割はほとんど分かっていない。本稿では、奥の管理・統制という側面から彼女の役割を明らかにしたい。

また近年、武家社会の奥に関する研究が急速に発展している。主に儀礼的側面から奥女中を幕藩制国家の政治構造の中に位置づける作業が進んでいるが、その中で長野ひろ子は、朝廷に仕えた女性の役割に早い段階から言及している<sup>③</sup>。禁裏奥の構造や表向きとの関係を説明する事は、近世の奥研究の視野を広げる意味でも重要であろう。とはいえ、朝廷の奥については、近世中後期における構成や組織等に関して高橋博の研究があるものの<sup>④</sup>、前期の蓄積は皆無に近く、女中の人物

比定すままならぬのが現状である。従って女中の変遷や出自・年齢等基本的な情報を確定していく事自体、本稿の重要な目的となる。

以上を踏まえ、第一章ではいわゆる禁闕騒動以前の奥の人員構成やその変動を示す。第二章では騒動の経緯を再検討すると共に、その結果行われた奥の統制について、年寄衆の制度化や靈元天皇の皇継問題とも絡めて明らかにし、第三章で延宝〜貞享期におけるその崩壊を分析する。

なお、史料中の「」は小字、一一は傍注である。

- ① 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』三一九、一九八九年)。
- ② 野村玄「後光明天皇の即位と江戸幕府」(同著『日本近世国家の確立と天皇』(清文堂、二〇〇六年、同書「結論」)。
- ③ 柳谷慶子「大名家の「奥」と改革」(同著『近世の女性相続と介護』吉川弘文館、二〇〇七年)、畑尚子「徳川政権下の奥女中」(岩波書店、二〇〇九年)、福田千鶴「奥女中の世界」(藪田貫・柳谷慶子編『身分のなかの女性』吉川弘文館、二〇一〇年)等。
- ④ 長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性」(同著『日本近世ジェンダー論』吉川弘文館、二〇〇三年。初出一九九〇年)。
- ⑤ 高橋博「近世の朝廷と女官制度」(吉川弘文館、二〇〇九年)。

## 第一章 寛文三年〜七年における朝廷運営と奥

### 第一節 奥の人員とその特色

寛文三年(一六六三)正月二十六日、後西天皇(寛文三年当時二十七歳、以下同)が讓位し、靈元天皇(十歳)が受禪した。父は後水尾院(六十八歳)、実母は新中納言局(新広義門院、四十歳)で、東福門院(五十七歳)を養母とした。武家伝奏は勸修寺経広(五十八歳)・飛鳥井雅章(五十三歳)、即位にあわせて設置された年寄衆は、年齢順に葉室頼業(四十九歳)・正親町実豊(四十五歳)・園基福(四十二歳)・東園基賢(三十八歳)であった。後に検討する三条西実教(四十五歳)とあわせ、概ね四十歳以上の人々が中心になったといえよう。摂家は、摂政二条光平(四十歳)を筆頭に左大臣鷹司房輔(二十七歳)、

表1 寛文七年における禁裏女中

女中名	出自	石高	備考
上臈御局	— (記載なし)	200石	
大典侍局	小倉殿息女	120石	
藤大典侍局	小川坊城殿息女	120石	
新大典侍局	柴山殿息女	120石	
大納言典侍局	四辻殿息女	120石	
匂当内侍	西洞院殿息女	200石	
平内侍局	— (記載なし)	100石	
藤内侍局	姉小路殿息女	100石	
新内侍局	水無瀬殿危流	100石	
大乳人殿	— (記載なし)	200石	
伊与殿	壬生官務息女	100石	
右近殿	賀茂森家息女	60石	
田村殿	中御門殿息女	120石	上臈次御客人分
御幸御方	愛宕殿息	60石	中臈次
土佐殿	佐々八幡社家息	60石	
下野殿	吉田社家息	60石	
近江殿	— (記載なし)	60石	御さし

(注) 『御公家分限帳』(寛文七年)より作成。

席を大御乳人といい、大御乳人は長橋の補佐をつとめた<sup>②</sup>。

ここでは特に典侍・内侍を中心に見ていきたい。なお、女中の呼称は昇進等により変動、継承される。また大典侍や長橋は職名であると同時に女中個人の呼称でもあり、行論上混乱をきたしかねない。そのため、以後個人としての女中を指す場合、『靈元天皇実録二』<sup>③</sup>等で名が分かる時はその名を、不明の場合は出身家を、可能な限り呼称の後に付す事とする。

さて上臈局については、女中の知行を割り振る際、「田村殿・新内侍殿地行依無之、法<sup>(後水尾院)</sup>皇へ窺申候へハ、上臈之地行二百石ヲ右兩人へ百石ツ、被下可然之由仰也、田村殿万事すけ殿なミニて候へ共、表向之すけやく無之故、百石可然之由

権大納言九条兼晴(二十三歳)、同近衛基熙(十六歳)、同一条内房(十二歳)である。

一方、この時の奥はどうなっていたであろうか。

表1は『御公家分限帳』<sup>①</sup>(寛文七年)(以下『分限帳』)に記載される女中の出自・石高をまとめたものである。近世の禁裏女官には堂上出身者がなる御局(尚侍・典侍・内侍)、地下・社家出身者がなる御下(命婦・女藏人・御差)があり、その下に三仲間と呼ばれる御末・女孺・御服所、さらに表使等がいた。尚侍は形骸化しており、典侍の之首である大典侍が事実上の最上位であった。また内侍の之首を長橋(匂当内侍)といい、奥の財政管理等多様な業務をこなして大きな権勢を有していた。命婦の之首を伊予、次

也<sup>④</sup>」とあり、田村局(中御門氏)と新内侍(水無瀬氏)に知行が分割されている所から、空席であった事が分かる。また後述するように、前年の寛文六年、長橋(今城氏)に暇がだされて平内侍(西洞院氏)が後任になっており、平内侍も空席であったと思われる。いずれも出自が記載されていないのはこのためであろう。管見の限り、寛文三年から七年にいたるまで他の人員の交代は確認できない。

すなわち靈元天皇即位時における典侍・内侍は、序列順に大典侍(小倉氏)・藤大典侍(坊城房子)・新大典侍(芝山氏)・大納言典侍(四辻氏)・長橋(今城氏)・平内侍(西洞院氏)・藤内侍(姉小路氏)・新内侍(水無瀬氏)という構成であった。<sup>⑤</sup>

『忠利宿祢記』(宮内庁書陵部蔵)寛文三年正月十四日条に「伊豫局一昨日十二日親王御所へ被參、大典侍御局・長橋御局以上三人禁中より親王御所へ御付被成儀也」とあり、大典侍(小倉氏)・長橋(今城氏)・伊予(壬生氏)の三人

は後西天皇時代から禁裏に仕え、讓位直前に後西天皇付から識仁親王付とされ、そのまま新天皇の元で職務を継続した事が分かる。さらにいえば大典侍(小倉氏)は後光明天皇即位段階から勤めており、後西天皇の時は一貫して大典侍であった。<sup>⑥</sup>大納言典侍(四辻氏)も五十歳前後<sup>⑦</sup>であり、以前より別の御所に勤めていたものと思われる。経験豊富な彼女達は奥向きの事務を実質的に担う存在であったろう。

その他の女中はどうであろうか。平内侍(西洞院氏)は西洞院時成(寛文三年当時二十歳)姉とされる(後述)所から、二十代〜三十代と思われる。藤大典侍(坊城房子)・新大典侍(芝山氏)は共に親王時代から仕えており、藤大典侍(坊城房子)は天皇より二歳年長である。<sup>⑧</sup>新大典侍(芝山氏)も天皇と同世代と思われる。典侍、内侍の序列がほぼ年齢順であった事を考慮すると、藤内侍(姉小路氏)・新内侍(水無瀬氏)も、平内侍(西洞院氏)より若年と推定される。彼女達は幼少の天皇のいわば遊び相手であり、将来的な皇子・皇女の出産が期待されていたと思われる。

なお、女中の多くは表向きの朝廷運営を担う人々とながりを持っていた。後述するように大典侍(小倉氏)は東福門院の推薦により奥に入った人物であり、長橋(今城氏)は後西院と関係が深い。さらに藤大典侍(坊城房子)の外祖父は飛

鳥井雅章であり、勸修寺経広は大叔父にあたる。また新大典侍（芝山氏）は勸修寺養子であった。<sup>⑩</sup>

## 第二節 三条西実教の「後見」と奥

当該期の朝廷運営を主導したのは三条西実教であった。彼については先行研究も多い。すなわち彼は歌学や有職に通じており、承応三年の後光明天皇急死時、高貴宮（靈元天皇）を天皇の養子とする遺言を勸修寺経広・持明院基定と共に後水尾院へ伝え、靈元天皇即位へつなげた事で勢威を持った。幕府にも信頼され、朝廷内に強い影響力を有したとされる。<sup>⑪</sup>とはいえ、武家伝奏でも年寄衆でも当官の公卿でもない彼になぜそのような事が可能であったのか、今少し説明が必要であらう。

### 【史料一】

『中院通茂自筆記』冊子本（国立歴史民俗博物館蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書）

一、禁中方之儀其品々ニより（園基福・東園基賢 年寄衆）

人承候事ハ不限大小唯今迄ハ三條大納言（実教）へ遂相談、其上両伝奏へ申事ハ逐一申届候、

為一事兩人相斗候事無之候段ハ定而近臣與方女中迄も可為存知候、此卿別而被存忠義、言談、其上近年両度関東へ被致参向、諸事被

示合候様之口ふり折々承候、両伝奏なども諸事三條へ致相談候様ニと於江戸承候由正親町大納言被申出、飛鳥井大納言も同座ニ而其（實教、武家伝奏）

通之気色二候、此段切々噂二候故、飛鳥井大納言も右之通被談候歟と存候、依然弥規範ニ存、諸事無違背兩人并近臣何も相随来候、

右之段ハ近臣各可為同意歟、於御尋ハ弥以可為分明事

史料一は（寛文九年）六月二日付板倉重矩宛園基福・東園基賢書状の一部で、中院通茂が写し留めたものである。<sup>⑫</sup>これによると、三条西実教は江戸下向の際に、朝廷運営の諸事について幕府と示し合わせたと示唆していた。武家伝奏も、何事においても三条西に相談すべしと江戸で言われた旨を主張しており、年寄衆の園・東園や近臣はそれに従い、全て三条

西に相談していたという。確かに市野が指摘しているように三条西は江戸に数回下向し、その度に在府料として米二百俵を下賜される等厚遇をうけていた。<sup>⑭</sup>登城の際には「御前近ク被召、御詔在之」<sup>⑮</sup>とあるように、家綱の側近くに召しよされ直々に「御詔」をうける事もあった。『中院通茂自筆記』冊子本には、三条西や正親町実豊を告発する中で「御十歳ニテ御即位以後皆彼等御後見申候、賢王成可申モ、又悪主ニナシ可申モ皆彼等カ働ニヨル所也」という表現も見受けられ、彼らは靈元天皇の「後見」であったとする。これらから三条西は將軍家綱からの信頼を背景に「近臣奥方女中」に関わる事まで朝廷運営を主導し、天皇を「後見」したものと見えよう。寛文四年十月、武家伝奏勸修寺経広が罷免され、正親町が後任とされた。この人事について経広嫡男の経慶は「是三條西前大納言実教以怨氣訴武家、如此俄被免由、正親町者彼御別入魂故也」<sup>⑯</sup>と記し、三条西が江戸に訴えたものと考えている。後に経慶は、三条西に逆らった場合「依返答家共可及絶命」<sup>⑰</sup>とも記しており、朝廷内の勢力は絶大なものがあった。

寛文六年三月、後西天皇時代から仕えていた長橋（今城氏）に暇が出された。

【史料二】

『葉室頼業記』寛文六年三月十日条

長橋局御暇之事女（東福門院）院ヨリ申被進候、三三条殿二（三條西実教）園（基福、年寄衆）・東園（基賢、年寄衆）殿相談候、其後ハ不知候也

『同』寛文六年三月二十四日条

今日女院ヨリ仰被進、法（後水尾院）皇日柄御扱被成候て、長橋局所勞故御暇出申候也

『同』寛文六年四月二十二日条

今日長橋之事平内侍殿ニ被仰出候也

これによると長橋（今城氏）の暇は東福門院より言い出されたもので、年寄衆のうち天皇外戚の園基福・東園基賢が三

条西実教と話し合つた結果であつた。同じ年寄衆でも葉室頼業は関与していない。但し、後に事の子細を中院通茂が園・東園兩人に問いただした所、東園は「不分明、可尋新中納言局」園は「最初新院(後西院)入叡慮折々祇候、無心許之由三条西被(実教)語之、其後有種々之事、是皆從是始歟、申御暇之子細者不覚悟」という返答であつた。<sup>⑩</sup>相談を申し入れたという園・東園も詳細を把握していないのであり、実質的には女院・新中納言局と三条西の間で決定されたと考えられる。三条西は既に寛文四年四月、具体的内容は不明ながら奥向きの「作法」を大典侍（小倉氏）・長橋（今城氏）・大御乳人へ触れており、奥においても大きな影響力を持っていたと推定される。

次の長橋には平内侍（西洞院氏）が昇格した。史料三はその経緯を記したものである。

### 【史料三】

『中院通茂自筆記』冊子本

世之所謂三(二三条西実教)条正(実教、武家伝姿)親町之言行違道理條目之事

#### (一条略)

一、前ノ長橋ヲノケシ事、此人何ノ咎アリト云事ヲシラス、兩人ノ言ニ曰、(後西院)新院之御意ニイリ万事内通ノ事アリト、若兩人ノ言ノコトク内通ノ義アラハヨモヤ女中ニ知人ナカラン、然ニ女中ニ長橋罪アリト云人一人モナシ、是ハ当長橋ヲアケ用ユヘキ為ノ謀ナリトイヘリ

一、今城中將貫首ノ事、家ニ例アルニモアラス、アマタノ人ヲ閣テナシタル事候、其故如何トナレハ、前ノ長橋ハ今城姉也、然ルニ長橋ヲ取テノケシ事長橋何ノ咎アルニアラサル故ニ、今城之所存ヲ如何ト無心元思フ処ニ、今城悶ル心ハ無テ、却テ尤トテ謝シタルニ満足シテナシタルナリト申アヘル事

一、三条西洞院(時成)へ日々夜々ニ通路シテ彼若輩ノ人ト何ヲ語リアヘルト云事ヲシラス、世人疑ヲナシサマノノ沙汰ニ及フ事

一、三条女色ノ沙汰ノ事、其空実ヲシラストイヘトモ、人ノ疑フ処ハ、西洞院へ長橋サカラル、境節ハ必行テ対面シ、酒宴ニテ語り

アカサル、ナト、申アヘル事

この筆者によると、長橋（今城氏）には何の罪もなかったが、三条西実教・正親町実豊の両名によって、後西院へ諸事「内通」していた事を口実に解任された。現長橋（西洞院家）を登用する謀であり、弟の今城定淳が異議を唱えなかったため、見返りとして彼を貫首（藏人頭）に任命したとする。

告発文という性格上、内容の客観性には留保が必要である。先程の團基福の言葉を考え合わせると、三条西が、後西院と長橋（今城氏）との関係を心配していた事は事実といえよう。先述のように長橋（今城氏）は後西天皇時代から仕えており、今城定淳は『分限帳』に後西院伝奏と記載されている。後西院と密接なつながりを有していた事は間違いない。とはいえ長橋（今城氏）の退任によって、三条西と極めて親しい平内侍（西洞院氏）が長橋になったのも事実であった。史料三は二人について密通の可能性を示唆しているが、それについては次の史料がある。

【史料四】

『梅小路共方日記』（国文学研究資料館蔵久世家文書）正徳三年（一七一三）十月二日条

当時御由緒之子細者、国母新崇賢門院（御前大納言隆賀）隆賀卿者時成卿聲也、時成卿女隆賀卿後妻也、（西洞院）以前嫁家女時成卿女者実故前大納言（三条西）実教卿女也、其母時成卿姉（靈元院）法皇御在位句当局也、（西洞院）実教卿密通之而出生女子也、時成卿令養育之、成人之後配合於隆賀卿而候於内裏号六条局、然時者慥難被称御由緒者歟、不可説く

史料四は正徳三年、西洞院時成が中御門天皇との由緒を理由に権大納言となった際、その詳細を記したものである。櫛笥隆賀の後妻、六条局は三条西実教女であり、靈元天皇在位時に長橋を勤めていた母が、三条西と密通して産まれたという。伯父の西洞院時成実子として養育され、成人後櫛笥に配された。六条局が殊更に取り上げられるのは、彼女が新崇賢

門院櫛笥賀子（中御門天皇実母）の母の扱いを受け、中御門天皇の外祖母として禁裏に居住していたためである。史料四は後年の記事であるが、同様の由緒を記す史料は他にもあり、信頼性は高いと思われる。すなわち長橋（西洞院氏）の就任によって、三条西は奥の情報をいち早く入手し、奥により強い影響力を行使し得る立場になったと考えられる。

以上、本章では寛文三年～七年の奥の動向を検討した。靈元天皇即位前後の政治過程は十分解明されておらず、即位にあたって朝廷の準備不足を指摘した論もある。しかし奥の構成から見ると、多くの後光明天皇女中を引き継がざるを得なかった後西天皇即位時<sup>②</sup>と比べても、後に検討する東山天皇即位時と比べても人員は揃っており、準備不足であったとは考えにくい。即位後の奥の統制は東福門院・新中納言局と三条西実教が中心となつて行つたが、特に寛文六年に三条西と近い長橋（西洞院氏）が就任すると三条西の勢威は強まり、禁闕騒動へつながつたと思われる。

- ① 朝暮研究会編『近世朝廷人名要覧』（学習院大学人文科学研究所、二〇〇五年）。なお、これら公家鑑類については史料批判の必要性が指摘されている（平井誠二「公家鑑に関する基礎的考察」（近世朝廷人名要覧）。後述のように「分限帳」には誤りも見られるが、女中の出自は他の史料で多くが確認でき、基本的には信用しようと考ええる。
- ② 河鍔実英『宮中女官生活史』（風間書房、一九六三年）一六一～三三頁。

- ③ 藤井讓治・吉岡真之監修、ゆまに書房、二〇〇五年。
- ④ 『葉室頼業記』（宮内庁書陵部蔵）寛文三年九月五日条。「分限帳」は田村局の知行を百二十石とするが、誤りかと思われる。
- ⑤ 『葉室頼業記』寛文四年七月十日条に「今夜御目度事（中略）女中次第二盃廻也、先大典侍、次藤大典侍、次大納言典侍、次長橋、右加有（中略）次平内侍、藤内侍、新内侍、大御乳人、右近殿、（有、土佐氏）波、佐殿、しもつけ殿」とある。新大典侍（芝山氏）のみ見えな

⑥ 『後光明天皇元服即位等記』（宮内庁書陵部蔵）に、後光明天皇即位式の義帳典侍として「小倉宰相公根卿女」が記載される。そして「宣順卿記」（国立公文書館内閣文庫蔵贈写本）承応三年十一月二十五日条に「間、今日令参女中方参花（出典）殿、大典侍（出典）云根卿女（出典）中納言典侍（出典）真綱卿女・権典侍（出典）真起卿女（出典）兩人共二新典侍（出典）〔後〕定卿女（出典）今参（出典）句当内侍（出典）中内侍（出典）頼直女（出典）八人」とあり、遅くとも後光明天皇病没時には大典侍であった。なお、近世後期の代替わりでも大典侍・長橋は基本的に禁裏に残留している。奥の事務を滞りなく遂行するための慣例であった（高橋前掲『近世の朝廷と女官制度』一三頁）が、後述するように近世前期にこの慣例が定着していたか、なおも検討を要する。

⑦ 『庭田重条日記』（宮内庁書陵部蔵）延宝四年（一六七六）十一月二十三日条に「禁裡女中大納言典侍今為見舞使并鮎十五被送之、予今も一樽遣之、禁裡令下り被申之節ハ互付届有之、宅子向也、大納言典侍ハ四辻故大納言公理卿妹、年齢六十有余也」とあり、大凡の年齢が

分かる。

- ⑧ 藤大典侍（坊城房子）については『勸慶日記』（京都大学総合博物館蔵）寛文九年三月二十一日条に「当<sup>（靈元天皇）</sup>今從親王時分恪勤十八才也叶寂慮」とあり、新大典侍（芝山氏）については『葉室頼業記』寛文十年十二月十三日条に「新大典侍殿ハ親王之御時より御奉公被致候」とある。

- ⑨ 高橋前掲「近世の朝廷と女官制度」九一・一二六頁。ただし藤大典侍（坊城房子）・新大典侍（芝山氏）よりも下位の大納言典侍（四辻氏）の方が高齢である。これは藤大典侍（坊城房子）らが親王時代から勤務し、名の通り大典侍格であった事によるのであろう。近世前期の典侍には、大典侍格と、単なる典侍の二階層があったと思われる。なお近世後期には、大典侍の名を帯する女官は基本的に一人に限られるようである。

- ⑩ 『庭田重条日記』寛文九年三月二十一日条に「藤大典侍者坊城大納言息女也、飛鳥井前大納言外孫也」とある。

- ⑪ 『勸慶日記』寛文三年十二月二十一日条に「家<sup>（勸修寺経広、武家佐俊）</sup>公朝參、新大典侍局<sup>（芝山氏）</sup>教滿之御別殿、御盃献上也」とある。

- ⑫ 田中晁龍「寛文三年「禁裏御所御定目」について」（『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』十四、一九八九年）、市野千鶴子「三条西実教の塾居をめぐって」（『書陵部紀要』四六、一九九五年）、久保貴子「靈元天皇の朝廷運営」（同著『近世の朝廷運営』（岩田書院、一九九八年）、野村玄「寛文期の「寂慮」と江戸幕府」（野村前掲『日本近世國家の確立と天皇』）。

- ⑬ 本史料の詳細は野村前掲「寛文期の「寂慮」と江戸幕府」参照。  
⑭ 市野前掲「三条西実教の塾居をめぐって」。なお、市野は寛文四年・六年・七年と少なくとも三度の下向を指摘しているが、実際は寛

文六年十一月初めから翌年正月末まで越年して在府していたのであり、確認できるのは二度である。『寛文年録』三（『野上出版、一九九三年）寛文六年十二月二十五日条に、家綱から「寒氣之時分越年辛勞被思召」、伽羅一本・小袖十を下賜された事が記される。

- ⑮ 『寛文年録』三 寛文六年十一月五日条。  
⑯ 『勸慶日記』寛文四年十月五日条。

- ⑰ 『勸慶日記』寛文六年二月十三日条。  
⑱ 『中院通茂日記』（『東京大学史料編纂所蔵』寛文十一年正月三日、四日条。

- ⑲ 『葉室頼業記』寛文四年四月五日条に「三条前大納言大すけ殿・長橋殿・大御ちの人へ禁中御内義の作法の事被申候也」とある。

- ⑳ 今城定淳は寛文六年十月二十二日に藏入頭就任（『新訂増補國史大系』公卿補任第四編）吉川弘文館、一九三五年）。

- ㉑ 詳細は拙稿「近世中期の朝廷運営と外戚」（『朝暮研究会編』『近世の天皇・朝廷研究第三回大会成果報告集』学習院大学人文科学研究所、二〇一〇年）参照。但しその時は史料四の存在に気づいていなかったため、事実関係にいくつか訂正を要する。まず拙稿では六条局を榊賀子の実母と捉えたが、正確には、実母として処遇された（実際は母は家女房）とすべきであった。また、靈元天皇の長橋を勤めたのは六条局本人と考えたが、正しくはその母親である。

- ㉒ 『庭田重条日記』享保二年（一七一七）六月五日条に「榊前<sup>（陸賀）</sup>相室六条者故三条前大納言実教卿女也、母者西洞院時成卿姉、法皇御在位之御時長橋局也、有子細御暇被下如此」とある。

- ㉓ 久保貴子「朝廷の再生と朝暮関係」（久保前掲『近世の朝廷運営』）。  
㉔ 本章注⑥参照。

## 第二章 禁闕騷動と奥の統制

### 第一節 騷動の経緯

寛文八年十二月二十四日、禁中で何らかの騷動が起こり、二十七日に後水尾院は飛鳥井雅章・正親町実豊・園基福・東園基賢・三条西実教の五人に、靈元天皇御前への出仕を禁じた。しかし翌日、彼らは天皇に召されて今後も諫言せよとの命をうけ、ひとまず落着した。これが禁闕騷動であり、翌年の三条西排斥運動と含め、先行研究は多い<sup>①</sup>。その中で野村玄は、この騷動が三条西が仕えさせた田内小路局と、天皇の寵愛する藤大典侍（坊城房子）という二人の女中をめぐる朝廷内の勢力争いであり、最終的に天皇が讓位を表明するに至った事を明らかにした<sup>②</sup>。奥に起因する騷動が、表向きにまで大きな影響を与えた点で極めて興味深い一件といえるが、野村は田内小路局・藤大典侍（坊城房子）が共に懐妊していた事実を見落としており、騷動の意義を正確に把握できていない<sup>③</sup>。禁闕騷動は正に靈元天皇の皇継をめぐる問題なのであり、その観点から今一度本件を捉え直す必要がある<sup>④</sup>。

田内小路局（西洞院時良女、長橋（西洞院氏）妹）は寛文八年二月十九日より禁裏に出仕している<sup>④</sup>。これには三条西実教の強い意向があり、中院通茂は、天皇が若い近習を集めて「御雑談」している事について「去年之春田内井小路祇候已後連々有此事<sup>⑤</sup>」と記し、三条西排斥運動の発端は田内小路局の出仕であるとする。しかし注意しなければならないのは、田内小路局が元東福門院女中であり、女院の推薦によって禁裏へ勤める事になった事実である。

### 【史料五】

『中院通茂日記』寛文十一年十月八日条

自右（近衛基熙） 府賜狀云（法皇勅書） 女院（東福門院） 御所女中被進禁中可然之事昨日種々雖被仰入之、大典侍・田内小路兩人自女院被進候處、共以不立於御用、今難被進之、假令自江戸雖被吹難被進之由仰云々

已刻許參内、無殊事、退出之次向日（弘資、武家伝姿） 野、法皇勅書・右府狀令見之、田内小路（内脱） 三（三条西実教） 条所為也、大典侍局後光明院・新院（後西院）

御時無別条、今見及於三条所行如此、不相似於此度之義、然而為女義御合点無之上者無為方、此上又無才覚之由也

騷動から数年後、大典侍（小倉氏）が退出（後述）した際、武家伝奏日野弘資・中院通茂や近衛基熙は、後水尾院を通じて、東福門院女中を禁中へ仕えさせるよう求めた。しかし女院は、彼女が進めた大典侍（小倉氏）も田内小路局も役に立たなかつた以上、再度進上はしかねるとして拒否した。例え江戸から推挙されても断るといふ。

後水尾院皇女品宮の日記『无上法院殿御日記』（東京大学史料編纂所藏謄写本）寛文六年正月九日条には「それより女（東福門院） 院へまいる、御はいせん（陪膳） たな井の小路殿、御手なか左衛門殿、我（長） ミはいせん（身） 高倉殿」とあり、田内小路局が遅くとも寛文六年までに女院に仕えていた事を確認できる。女院は女中を一旦女院御所で召し使い、人品を判断した上で禁中へ進めていたと考えられる。大典侍（小倉氏）が後光明天皇より仕えている点から、こうした形での女中の供給は女院の在世中を通じて行われていたのであろう。田内小路局は典侍や内侍にならず、別格の存在として扱われたが、上記のような事情によると考えられる。

出仕した田内小路局は間もなく懐妊した（翌寛文九年二月二十八日皇女出産）。続いて、親王時代から寵愛されていた藤大典侍（坊城房子）も懐妊した（寛文九年三月二十一日皇女出産）。二人の懐妊が判明したのは寛文八年夏から秋にかけてであろう。靈元天皇にとって長子と次子にあたり、男子であれば有力な皇継候補になったと考えられる。

【史料六】

『勸慶日記』寛文九年三月二十一日条

甲寅、晴、卯上刻(後広)從坊城(後水尾)相使、上御靈產守被返也、今曉寅刻皇女御誕生、少難產由、母儀藤大典侍局(坊城相女、当今從親王時於分格勅十八才也、叶敬慮)法皇離宮白貫軒御產也、(宗量)相・難波少將祇候由、(靈元天皇)當今十六才兩月兩宮降誕早速歟、共姬宮無力事也、(靈元天皇)上・院・宮・諸家輩多以藤大典侍腹皇子若宮儀念願皇女無是非、一家族猶以如此、(英教)是三條西・正親町兩大納言・西洞院一家田苗小路方、仍競望氣故也、(雅房)万里小路相入來、御產賀儀家公・子被申、仍出逢皇女無念由被申也、(武家伝説)參番、清閑寺・(資歷)中御門兩黃門參會、御誕生珍重、乍去皇女無念之由被申、各一家故也

藤大典侍(坊城房子)の皇女出産を記したものである。靈元天皇や「院」(どの「院」かは明確でない)、堂上諸家の多くは藤大典侍(坊城房子)の皇子出産を望んでいたという。それは三條西・正親町・西洞院一家(当主の時成のみならず、長橋(西洞院氏)等血縁者を含むのであろう)が推す田内小路局と競望していたためであった。記主の勸修寺経慶は坊城家と同じ一門に属するため、記述には割引が必要であるが、二人の子の性別に、朝廷内で大きな関心が注がれていた事がみとれる。

このように田内小路局と藤大典侍(坊城房子)をめぐる争いは、両者の懐妊以後靈元天皇の皇継をも含めた対立へと変貌したのである。三條西らが田内小路局を「女御ノ躰」にしようとし、天皇を精神的に追いつめていったのも、将来的な皇子誕生を見込み、その子を儲君にする意図があったためと考えられる。なお、内侍を出す資格である西洞院家出身の田内小路局を「女御ノ躰」に推薦し得たのは、その特殊な立場故と思われるが、こうした動きに東福門院が関与したか否かは定かでない。また、所司代牧野親成は病気がちで、ちょうど四月から八月月上旬まで京都を離れ、五月に辞職が認められていた。そして所司代仮役として板倉重矩が任命されたものの、その上京は十二月五日にまでずれこんでいる。<sup>⑨</sup> 正式な所司代不在という状況が、朝廷の混乱に拍車をかけた事は間違いないであろう。

この最中に発生したのが禁闕騒動であった。注目すべきは騒動発生直後、東福門院・新中納言局・品宮(天皇同母姉)

といった天皇家の主立った女性達が禁裏に呼ばれている点である。これは禁闕騒動が正に禁裏奥向きにおける騒動であった事を示しているのではないだろうか。後水尾院は三条西らを天皇から一旦遠ざけた上で、彼女達に事態の收拾にあたらせたと思われる。それに一区切りがついた結果、右の五人が再度召し出されたのであろう。

とはいえ、二人の女中の出産は日に日に近づいていた。翌寛文九年二月二十日、天皇は小倉実起を通じて、中院通茂に三条西排斥の密命を下し、再三事を急ぐよう迫った。二月二十日は田内小路局出産の八日前であり、最早猶予はなかったのである。一方、中院としては産まれてくる子の性別等を見極めたかったと思われ、天皇に時節を待つよう言上している。結局この時の排斥計画は、所司代仮役板倉重矩の強い諫止にあい断念する事となった。<sup>⑩</sup>板倉は田内小路局・藤大典侍（坊城房子）の懐妊を当然知っていたはずであるし、それが朝廷内で大問題となっていた事も承知していたであろう。しかし、彼としても家綱の厚い信任をうける三条西を安易に排斥はできないであろうし、中院と同じく事の推移を見極める必要があったと思われる。

結局、田内小路局の産んだ子も、藤大典侍（坊城房子）の産んだ子も皇女であった。以後、靈元天皇や近習、中院通茂、板倉重矩等の間で起請文がとりかわされて事態の收拾が図られるが、ここで板倉の提出した起請文の日付に注目したい。板倉は三月二十一日付の中院宛起請文で、靈元天皇ほか院・女院に対して心底残さず考えを申し述べ、それらの相談を老中以外には他言しない事を誓っているが、これは藤大典侍（坊城房子）の出産当日である。皇女誕生は、史料六に「今晚寅刻」と記されたように早朝であり、その知らせはすぐさま板倉にもたらされたであろう。すなわち、板倉は藤大典侍（坊城房子）の出産を待ち、その性別を確認した上で起請文を送り、事態の收拾に動き出したのである。

## 第二節 鷹司房子の入内と「禁中女房衆条目并誓状」

板倉や中院らが事態の收拾を進めるにあたって、焦点の一つが三条西実教の処遇にあった事は間違いない。しかしより

長期的に見た場合、騒動を引き起こした禁裏奥の再編成こそが大きな課題であったのではなからうか。後水尾院や東福門院はもちろん、幕府にとつても奥における天皇の動向を把握する重要性が痛感されたのであり、今後の皇位継承を円滑に進めるためにも禁裏奥を直接統制する必要があるしたのである。

その第一の対応策が鷹司房子の入内であった。房子は寛文九年十一月二十一日に入内する。明正天皇・後光明天皇は正配を持たず、後西天皇は親王時代に明子女王を娶っていたから、入内は東福門院以来となる。

### 【史料七】

猶く、あす廿九日吉日にて候ま、申出され候やうに申され候、めてたくかしく

女御の御事、くはん白との、御いもうと入内おハしまし候やうにと覚しめし候ま、内膳(板倉重矩 所司代飯後) 正にうちく相談候やうに

法皇の御方・女院の御方より心へ候て申とて候、かしく

中院大納言とのへ(通茂)

本史料は、関白鷹司房輔妹(房子)の入内を板倉重矩へ内々提案するよう求めたもので、後水尾院・東福門院の内意を奉じた女房奉書である。裏に「寛文九四廿八仰」と記される。

さらに『中院通茂自筆記』(冊子本)の冒頭には、この回答と思われる五月十日付板倉重矩宛老中奉書が写されている。

「女御之御事、鷹司関白殿御妹御入内候様ニと法皇(後水尾院)・女院御所思召之趣得御内意候処、可然候間、両伝奏迄被仰出之

候様可申上旨上意候間、可被得其意候」とあり、家綱が入内を了承した旨を伝える。翌六月、幕府からの回答が関白へ示

され、七月末には葉室頼業が関白邸まで祝いに出向いている。このように、後水尾院・東福門院や板倉・中院等が騒動の

事後処理を行う上で、第一に取り組んだのがこの入内であった。

では、この入内は朝暮にとつていかなる意味を有したのか。女御に奥の取締りを求めた可能性はあるが、十七歳の房子

にそこまでの役回りは期待できないであろう。それよりも皇継問題を一旦整理する効果に期待したのではなからうか。正配を娶った以上、正配の皇子が儲君となるのが筋であり、しばらくはその誕生を見守る事になる。女中やその親族が、儲君の座をめぐつて争う事はなくなるのである。

ただこの入内は、靈元天皇の本意でなかった可能性が高い。八月十四日、天皇は三条西の排斥を求め、聞き入れられなければ讓位する旨を板倉に伝えた。ここで重要なのは、天皇が讓位によって入内という朝幕間の合意を覆す決意を示した事であろう。それ故にこそ讓位表明はインパクトを持ったのであり、板倉は間もなく三条西を蟄居とせざるを得なかった<sup>⑧</sup>と考えられる。

さて、三条西実教の存在は朝廷運営に混乱をもたらしたが、東福門院や新中納言局と共に奥の統制に力を發揮していた事も確かであった。彼の蟄居は、奥の再編成の必要性をますます高めたと考えられる。

東京大学史料編纂所には「禁中女房衆条目并誓状」と称される史料が残されている。<sup>⑨</sup>二枚の包紙に、口上書一通、寛文九年十月七日に女中が提出した起請文の案三通と、二種類の掟書が包まれている。まず成立事情からみてみたい。

【史料八】

「禁中女房衆条目并誓状」内包紙

此御書付共寛文九十七野々山肥前守・築田隱岐守・飛鳥井江於禁中被相渡、手前へ八兩人来臨、口上二而被申渡候也

十月九日板倉内膳正殿へ御両伝御出、被帰直二女院御所へ御參、御返事被仰上候也、已上六通

「同」口上書

内々仰きかされ候女中方の御おきてかき・きしやうのあんもん、おもて使二申付られ候、あんもんいづれもみせられ候、此とをり  
(板倉内膳正(重矩)、所司代板倉(兼周、女院附) (直次、女院附) (雅章、武家伝奏) (掟書) (起請) (案文) (表) (心得) (伝奏))  
 いたくらないせん守・あを木とをたあふミのかミにもみせられてそのころ候やうにてんそう衆より御申わたし候やうにと

表2 「禁中女房衆条目并誓状」所収の起請文

	差 出	宛 名	前 文
(A)	大典侍・長橋・大御乳・近江	新中納言殿・宣旨殿	御おきてかきのとをり人々じぶんにまもり申候事ハ申にをよはす、申わたし候衆までも少もそむかれ候事候ハ、みつげき、つけしたひすこしもようしやなく申あくへく候
(B)	山田	大典侍様・長橋様・大御乳人様・近江殿	大すげさまはしめ、御四人の御衆の御おきてかきのとをりつふさにかつてんいたし申候
(C)	新大典侍・大納言典侍・田村・源内侍・伊予・土佐・右近・下野	大典侍殿・長橋殿・大御乳人・近江殿	大すげ殿・なかはし殿・大御ちの人・あふみ殿御申わたしのとをりくハしくうけたまはりと、けまいらせ候

(注) 差出・宛名の仮名は漢字に改めた。

の御事に候

「寛文九十月七日野々山肥前守・築田隠岐守持参候也」(貼紙)

「禁中女房衆条目并誓状」は女院附二名が持参したものであった。武家伝奏飛鳥井雅章に禁中で手渡し「手前」邸へ来臨して口上で申し渡したという。本史料が正親町家伝来である事からも、「手前」邸とは伝奏正親町実豊邸と思われる。女院附は、掟書と起請文の案を表使に申し付けた事を知らせ、これらを伝奏から板倉重矩や禁裏附へ見せるようにと伝えたという。それをうけて、伝奏兩名は九日に板倉邸と東福門院御所へ参上している。起請文の正文を持参したと思われる。

表2は起請文の差出・宛名と前文の内容を示したものである。起請文に登場する典侍・内侍は大典侍(小倉氏)・新大典侍(芝山氏)・大納言典侍(四辻氏)・長橋・源内侍(愛宕福子<sup>20</sup>)の五人のみで、白貫軒に預けられている藤大典侍(坊城房子)に加え『分限帳』にいた藤内侍(姉小路氏)・新内侍(水無瀬氏)が消えている。史料上確定はしえないが、三条西の籠居と前後して、密通の噂のあった長橋(西洞院氏)が退き、次席の藤内侍(姉小路氏)が長橋となったのではなからうか。<sup>21</sup>新内侍(水無瀬氏)の動向はさしあたり不明である。<sup>22</sup>

これらをふまえて掟書の内容を検討してみたい。

【史料九】

御おきての覚

一、むかしよりの御おきてに候へハ、上（靈元天皇）様平生の御さほうかつて外へもらされ候ましき事（作法）

一、伝（奏）そう衆・遠江（晋木義綱、禁裏附）守・備後（服部長常、禁裏附）守などたつね申候事ハ、たとひ御前の事ニても此衆にかくさるへき事にあらされハ申

さるへく候、伝（奏）そう衆に申候時ハ、大すけ（典侍）・長橋（乳）・大御ちの人三人相談候て三人同時に出られ申さるへく候、遠江守・備後守に

申候時ハ、大御ちの人・あふ（近江）ミ同時に出入られ申さるへく候、さて申され候おもむき、大すけ（長橋）・なかはし（一々申と、けられ候へく候、口上ならでも相すミ候事ハ、おほくハかきつけにて申されしかるへく候事

候、口上ならでも相すミ候事ハ、おほくハかきつけにて申されしかるへく候事

（二条略）

一、御内儀むきの諸事大すけ・なかはし・大御ちの人相談候て、たか（互）ひ（留意）にきやくみなく申あはされ候て、ひ（最眞偏頭）い（最眞偏頭）きへん（最眞偏頭）はなくいたはり

ふかく正路に申付らるへく候、一（決）けつ（決）しかたき事ハ上様へうか、はれ、仰にしたかひ伝（守）そう衆その外男衆、遠江（守）かミ・備後守へも

相談あるへく候、へち（別）しておもて使（表）の者共にハかためをもさせられよく申つけられ候へく候事

（一条略）

一、女中方（下）したく（下）にいたるまで、万事あしさまなる事ハ三人としていけんをもくはへ、難儀をはすくはれ、いたはりふかく三人の衆申あはされ下知せらるへき事

（一条略）

一、公事などの事ハ（沙汰）さた（沙汰）ニもおよはず、諸家の官位以下おもてむ（表向）きの事かつていろいろ申され候ましく候、或ハ里方（望）の所ま（望）う、その

身のねかい、諸家のよきあしきとりさた、すへておもて方（表）の事何事ニてもむさとしたる儀申上られ候ましく候

（六条略）

この史料は掟書の一つで、十五条からなる。省略した箇条には、徒党の禁止、男女法度、入内以後女御へ粗略なき事等が書かれている。

まず重要なのは、奥の情報管理に関する規定であろう。十七世紀中後期には、「奥」の分離化・特殊化を志向する幕藩

権力の意図のもと、幕府や大名家において女中法度や奥方条目等が相次いで制定される。「上様平生の御さほう」の漏洩を原則的に禁じた本掟書も、基本的にはその流れの中で評価しうる。しかし、特徴的なのは武家伝奏・禁裏附が例外とされた点であり、彼らには「御前の事」であつても隠さず伝える事とされた。

次に、奥向きの事務については大典侍・長橋・大御乳人が相談して行い、女中の風儀も三人が糺すように指示されていた。この三人が、奥の統制を中心的に担う存在として改めて位置づけられたといえよう。但し、三人で決めたい事は、靈元天皇の指示によって伝奏・禁裏附等に相談するよう定めており、成人しつゝあつた天皇の権限も保証している。

さらに注目されるのは、大典侍（小倉氏）以下四名が新中納言局・宣旨局に起請文を上げ、掟書の遵守と共に、違反した女中の注進を誓っている点である。新中納言局は靈元天皇実母であり、宣旨局は「東福門院女中第一」と呼ばれた女院女中である。この掟書の作成には、天皇の二人の「母」が深く関与しているのであり、二人から大典侍（小倉氏）らを通じて他の女中へ申し渡されたのである。掟書・起請文の成立過程を踏まえると、特に東福門院が中心になつていた事は明らかであり、板倉等とも事前に相談していたと考えられる。本掟書は彼女の「母」としての立場を前提に、將軍家の血筋という特殊性を加える事で成立していたといえよう。

ちなみに、今一通の掟書は七条からなり、「おもてむきとりつきのものともハ申におよはず、下々の男まで万少もかまひ申ましき事」との条文がある事から、表使山田への掟書と考えられる。表使は下級女官だが、口向との交渉を担い、職務上表向きと密接な関係を持つため、独立の起請文と掟書が用意されたのであろう。なお、これにも「伝(奏)そう衆(衆)・遠(青木義綱・禁裏附)江(服部貞常・禁裏附)守(備)後(乳)守(近江)何事によらず上(私)・わたくしの事とはれ候ハ、ありのま、申候てそのとをり一ことものこさす大(典侍)すけ(長橋)・なかはし(乳)・大御ち(近江)・あふみへ申さるへく候事」とあり、伝奏や禁裏附には何事も伝えるよう指示されている。

この掟書による奥の統制を経て、翌寛文十年より靈元天皇が直々に官位叙任を行うようになった。同年には所司代板倉のかわりに永井尚庸が所司代となり、飛鳥井雅章・正親町実豊の両伝奏が揃つて辞し、板倉と関係が深い中院通茂が

日野弘資と共に就任した。奥でも、掟書の作成以降寛文十年にかけて、典侍格であった田村局（中御門氏）が女御上臈に転出する一方、新大典侍（芝山氏）に暇が与えられ、中納言典侍（小倉氏）や新内侍（五条庸子）が新たに召し抱えられる等、親政の開始に應じて人員の再編成が行われた。<sup>②</sup>この結果、寛文十一年三月五日段階の典侍・内侍は、大典侍（小倉氏）・大納言典侍（四辻氏）・中納言典侍（小倉氏）・長橋（姉小路氏カ）・中内侍（元新内侍（水無瀬氏）カ）・源内侍（愛宕福子）・新内侍（五条庸子）であった事が確認される。

### 第三節 寛文十一年における奥の統制

靈元天皇の親政は順調には進まなかった。先行研究によると、寛文十一年には天皇や近習の不行跡事件が相次いだため、所司代永井尚庸は自身の関知し得ない「御前之義」の把握を伝奏に委ねた。伝奏は後水尾院に近習宛の法度を出すよう要請し、年寄衆に近習を統括する役割を与えた。これは年寄衆が表向きの役人として位置づく契機になったという。<sup>③</sup>とはいえ、先行研究は「御前之義」を取り上げながら、「御前」に最も近い女中を捨象している点で問題を残している。「御前」の掌握が目指されたとすれば、奥への統制もあわせて図られたはずであり、当該期の動向はそれらを合わせて検討されなければならない。

### 【史料十】

『中院通茂日記』寛文十一年五月二十八日条

自法（後水尾院） 皇有召、可參右（近衛基熙） 府之由也、即參御対面、女中衆被申者、禁中女中方・御前若輩衆万端法度被仰付可然歟之由也、如何、法皇御下知不可然之由有沙汰、其後一向如無御存知、今更御沙汰如何、予申云、不可苦歟、去春日（弘資、武家伝奏） 野 兩人万端法皇不被仰出者兩人無為方之由談酒井雅楽頭・板倉内膳正等了、不可苦之由申入了、則退出了

武家伝奏中院は近衛邸で後水尾院と対面し、「禁中女中方・御前若輩衆」への法度について相談をうけた。田中は早くからこの記事に着目し、近習衆への法度について、伝奏が既に酒井・板倉らの了解をとりつけていた点を指摘している。<sup>⑧</sup>しかし、この法度は「女中衆」が求めたものであり、対象として最初に禁裏女中が挙げられている点に注意しなければならぬ。五月六日、天皇は中内侍（水無瀬氏カ）の頭を鏡で殴り、出血させる事件を起こしていた。この処理に関して中院が「近習衆兎角不可沙汰、（武家伝奏） 兩 人不知之可然歟之由相談了」と記しているように、「御前」には伝奏はもちろん、近習も関与できない領域が存在しており、その把握を近習への統制と一体となつて行う事が改めて必要とされていたのである。『中院通茂日記』にそれ以降の奥の動きが記されていない事から、伝奏ではなく、後水尾院や新中納言局等を中心に統制強化が図られたと考えられる。次の記事はその内容を示唆するものであろう。

### 【史料十一】

『中院通茂日記』寛文十一年六月二十日条

從新中納言殿有状、大典侍・長橋・大御乳人三人分爲使右京大夫來、今度近江息女「末ノ者也」遣他人之子分之由申之、申御暇、聞之処、難波三品被迎之云々、内々法（後水尾院） 皇御掟、不可然事有之者可申之由、仍申之由云々、此事如何、昔者如此之事間雖有之當時如（私資、武家伝奏） 何、密々日 野 兩人所存可申之由也、仍件状遣日野之処返事云、此事不可然義とも可然義とも曾以無分別之由也、則遣此状、予又日野同前所存之由申入了

大典侍（小倉氏）・長橋（姉小路氏カ）・大御乳人三人は新中納言局に使役を送り、御差近江の息女について相談した。奥で「不可然事」があれば、新中納言局へ伝えるようにという後水尾院の内々の「御掟」があつたためという。寛文九年の掟書が伝奏・禁裏附の「たつね申候事」への腹藏なき回答を定めていたのに対し、新中納言局を介してより積極的な情報提供を求めたものといえよう。そして内容によっては、新中納言局の判断で武家伝奏等へ伝えられたのである。

では、なぜ東福門院ではなく、後水尾院から制定されたのであろうか。注目されるのが、同年十月に円光院（新中納言局叔母）が中院に語った「此間主上（盛元天皇）与女御々間和順珍重之由③」という言葉である。それまで天皇と女御が「和順」していなかった事を示すものである。実はこの時期、奥ではもう一つ問題が発生していた。中納言典侍（小倉氏）の懐妊（八月十六日一宮誕生）と、その「嫉妬」である。

【史料十二】

『中院通茂日記』寛文十一年四月十二日条

先已刻向日（私賞、武家伝奏）

野、次同道参内（中略）此次申云、於江戸女中加増之事談（板倉重矩、老中）内膳正之処、今度中納言典侍懐妊、女御無此義、

老中被重色之由存之間、先御延引可然歟之由也、又藤大典侍帰参之事令相談、最前之一乱此故之由被存之由、先不可沙汰之由也、其

後向酒井雅楽頭之時申出之処、同前之由申入了、退御前之処有内府状、急可参之由也、仍直参之処法（後水尾院）皇御幸、於御内証御対

面（中略）

又中納言典侍嫉妬之事仰也、幸懐妊也、暫退出可然歟、内府・日野・予御相談、兎角静御分別可然候由申入了

年始使者として下向した両伝奏は、板倉重矩に女中の増員について相談した。藤大典侍（坊城房子）退出に伴うものと思われるが、板倉は延引すべきとの回答を示した。中納言典侍（小倉氏）の懐妊は天皇の好色のために起こった事であるとして、老中が不快感を抱いているからだという。藤大典侍（坊城房子）を帰参させる手もあったが、板倉は「最前之一乱」の原因として否定している。酒井忠清も同前の返答であったという。

先述のように、女御入内には皇継問題を整理する意図があったのであり、他の女中の懐妊は、幕府にとつても好ましからざる事態であった。この結果、一宮や翌年誕生の二宮（母源内侍（愛宕福子））は、伝奏も禁裏附も関知しないものとして内々に扱われる事になった。この段階での一宮・二宮は皇継候補から意識的に外されていたといえよう。

さて、史料十二では中納言典侍（小倉氏）の「嫉妬」と退出についても言及されている。これについては久保も触れている。<sup>⑮</sup>しかし重要なのは、大典侍（小倉氏）が「女（藤司房子）御之御為有疎意、令鼠臙中納言典侍」と非難されたように、中納言典侍（小倉氏）の「嫉妬」がおそらく女御に向けられたものであって、同家出身の大典侍（小倉氏）をもまきこんで奥を二分する対立に発展していった点であろう。奥の統制強化はこうした状況への対応策でもあったと考えられ、大典侍（小倉氏）と関係の深い東福門院ではなく、後水尾院の関与が要請された所以と思われる。

しかし中納言典侍（小倉氏）の退出や、後水尾院による掟の制定は、必ずしも問題の解決に結びつかなかったようである。七月時点で女御と大典侍（小倉氏）の対立は明確となっており、「大典侍被申隔於女御之由也、大御乳人・土佐局・近江等「長橋又同前云々」此人候之者御内義不可静之由申之云々」とあるように、長橋（姉小路氏カ）や大御乳人等が大典侍（小倉氏）を公然と告発する事態となり、彼女は所労と称して実家へ退出した。<sup>⑯</sup>天皇と女御の「和順」は、この結果実現したのである。

以上、本章では禁闕騒動とその後の奥の統制を検討した。騒動は幕府に皇位の管理と、奥の統制の必要性を再認識させる事となった。後水尾院や東福門院にとっても、天皇が成人しつつある中、奥向きの風儀統制は重要な課題であり、中院を通じて板倉と共同してこの作業にあたったと思われる。その成果が、房子入内や女院を中心とした掟書作成であり、入内によって女御所生の皇子による皇位継承を、掟書によって伝奏や禁裏附による奥の直接把握を目指したのである。さらに寛文十一年には、近習に対する法制とあわせ、女中に対しても新たな掟を制定し、積極的な情報提供を求めた。しかし、これが後水尾院から発せられたように、既に東福門院を中心とした統制は綻びを見せはじめていた。次章では、成人した天皇が自身を中心とした朝廷の再編成を志向する中、奥の変遷を検討していきたい。

① 村山修一「妙法院門跡堯想法親王とその時代」（『史林』一五六―四、一九七三年）、田中前掲「寛文三年「禁裏御所御定目」について」、同一年、市野前掲「三条西実教の塾居をめぐって」。



典侍に昇進（群書類従補遺「御湯殿の上の日記上」統群書類従完成会編、一九三四年）同日条）。また元禄十二年時の酒井雅楽頭は酒井忠挙であるが、ここでは父忠清を指すのであろう。忠清室は姉小路公景女である（福田千鶴『酒井忠清』（吉川弘文館、二〇〇〇年））。

②④ 但し、後述するように貞享元（一六八四）年段階の長橋は水無瀬氏信女であった。同一人物とすれば、一時的に退出していたものと考えられる。

②③ 国立歴史民俗博物館には「御おきての覚」とほぼ同文の写しが残っている（『禁中女中法度書』国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本）。但し「公事なとの事」また「二もおよはず」以下の一条がなく、かわりに「臣下たる人月けい雲かくそのほか地下の官人御奉公申候（侍）さふらひふせいにいたるまで、たとひ武家よりつけられ候人にての上（春）さまの御ため不所そむの事候やうにき、をよはれ候ハ、これは（殿災）きよしちをた、され候事ハなり候ハぬ事にて候ま、き、つけ次第申さるへき事」の一条が入り、例え幕府の役人であっても、天皇に対して不心得の旨を聞けばすぐに知らせるよう命じている。元の条文とは大きな違いがあるが、変化の経緯は不明である。今後の課題としたい。

②④ 長野前掲「幕藩制国家の政治構造と女性」。

②⑤ 「坊城後広日記」（国立公文書館内閣文庫蔵）延宝六年八月二十四日条。「分限帳」は宣旨局を後西院女中とするが、誤りである。

②⑥ 例えば「勸慶日記」寛文九年四月二十二日条に「巳刻坊城重相同道参内、以表使「山田」窺御機嫌処、従長橋局只令御膳被聞食、弥御機嫌宜由被申出」とあり、堂上諸家と長橋を取り次ぐ役目を果たしている。

②⑦ 久保貫子「後水尾天皇」（ミネルヴァ書房、二〇〇八年）一五一・一五二頁。

②⑧ 田村局（中御門氏）については、『中院通茂日記』寛文十三年二月

十九日条に「参内、逢東（実賢、年號志）園之間女御之事尋之処、被見新中納言并田村殿「女御上臈」状」とある。新大典侍（芝山氏）については『中院通茂日記』寛文十一年四月二十六日条に「新大典侍先年被申御暇、従御方御所奉公人病者不便之由」とあり、病のためと思われる。中納言典侍（小倉氏）と新内侍（五条庸子）は「无上法院殿御日記」寛文十年七月十一日条、十一月十五日条にそれぞれ登場し、この時までに仕立していた。なお『靈元天皇実録二』参照。

②⑨ 「女中方之乗物付々の侍人足」につき触（朝幕研究会編『近世朝幕関係法令史料集』学習院大学人文科学研究所、二〇一〇年）。

③⑩ 田中晁龍「江戸時代議奏制の成立について」（『史海』三十四、一九八七年）、平井誠二「確立期の議奏について」（『中央大学文学部紀要』三十三、一九八八年）。

③⑪ 田中前掲「江戸時代議奏制の成立について」。

③② 「中院通茂日記」寛文十一年五月七日条。

③③ 「中院通茂日記」寛文十一年十月十五日条。

③④ 野村玄（天和・貞享期の綱吉政権と天皇）（『史林』九三―一六、二〇一〇年）。なお、野村は「もし女御所生の皇子への皇位継承優先の原則が後水尾法皇存命中に存在したならば、やはり一宮ら庶子は内々の存在とならざるを得」なかつたとする。しかし「原則」だけならば、ここまで内々にする必要はないはずである。そこには「最前之「乱」の再現を怖れる酒井・板倉等幕閣の意向があったのである。

③⑤ 久保前掲「後水尾天皇」二〇二頁。

③⑥ 「中院通茂日記」寛文十一年九月七日条。

③⑦ 「中院通茂日記」寛文十一年七月八日条。

③⑧ 「中院通茂日記」寛文十一年九月七日条。

③⑨ 山口和夫「天皇・院と公家集団」（『歴史学研究』七二六、一九九八年）、久保前掲「靈元天皇の朝廷運営」。

### 第三章 延宝〜貞享期の奥

#### 第一節 掟書による統制の崩壊

後光明天皇即位時より勤仕し、東福門院とも関係の深い大典侍（小倉氏）の退出は、奥に大きな影響を及ぼしたと考えられる。史料五に示したように、後水尾院や武家伝奏は代わりの女中を女院御所から進めるよう求めた。女院の存在感が奥の統制に不可欠であった事を示すものといえるが、女院は拒否した。伝奏には当初その理由が理解できなかったようだが、次の記事はその一端を示すものである。

#### 【史料十三】

『中院通茂日記』寛文十一年十月十五日条

此後招予於御廊下、円光院雑談

一、女院御所大典侍事内々不被聞召、新中納言申入之事若最前被聞召者露顯如何之由遠慮故云々、予申云、此段沙汰之限、女中不被

進之事於此義著尤也、早被申入可然之由示了、長橋局姉在彼御所、委細之事連々彼人被申入之後新中納言可申入之由被申之由也

円光院が語る事には、東福門院には大典侍（小倉氏）の退出をめぐる情報が十分行き渡らなかつた。新中納言局が、最初に女院へ申し入れた場合に情報が漏れてしまう危険性があると遠慮したためであつた。中院は憤慨し、そういう事なら女院が女中を進上しないのも尤もであり、早く申し入れるべきと主張した。そこで円光院は、長橋（姉小路氏カ）姉が女院御所女中を勤めているので、彼女が内々女院に伝えた後、改めて新中納言局が申し入れる事するという新中納言局の言葉を伝えた。

ここからは、新中納言局を通じたルートが十分機能しなくなってきた事も窺える。寛文九年の掟書にしても、十一年の後水尾院の掟にしても、大典侍・長橋・大御乳人三人の連携による奥の運営を基本としていた。大典侍（小倉氏）が他の二人と対立して退出した事はその体制が崩れた事を意味し、奥の統制や「御前」に関する情報伝達にも大きな影響を与えたのである。

この点については、大典侍の後任がスムーズに決まれば大きな問題にならなかつたと思われるが、典侍の補充は極めて難航した。そもそも大典侍（小倉氏）・藤大典侍（坊城房子）・中納言典侍（小倉氏）が相次いで退出したため、実質的に勤務する典侍が大納言典侍（四辻氏）一人になっており、日常業務にも影響が出ていた。<sup>①</sup>三人の帰参は所司代の反対でなかなか実現せず、新規の女中採用については、中院が「女中互有所存不一、御内儀不隱便之躰也、其上法」<sup>（後水尾院）</sup>・新中納言等不被構之、主<sup>（主元皇）</sup>上御智慮勝於衆人無御遠慮、彼是以無憑処、女中不宜之由世間風聞、此上女中被参之事尤之由難申」と述べて反対していた。寛文十三年になると、天皇の成長もあって、東福門院のみならず後水尾院や新中納言局も奥の管理から手を引きつつあった。その中で中院は、女中の数そのものを抑えるという消極的な方法を取らざるを得なかつたのである。女御の懐妊に期待する幕府への配慮もあつたらう。

同年にはその女御の懐妊が明らかに、所司代永井は皇子であつた場合の扱いについて、中院を通じて後水尾院に確認している。<sup>③</sup>院は「無思召、如何様共從関東指図次第」と幕府に任せる意向を示したが、中院がさらに「今度女御々腹可然歟」と問うた所、「於此腹尤可順」と応じている。<sup>④</sup>しかし産まれたのは皇女（女二宮）であり、この頃から典侍の増員が本格的に検討され始めた。

#### 【史料十四】

『中院通茂日記』延宝二年五月二十八日条

（弘賢 武家伝奏）  
 日 野 退出候後右京大夫来云、（宗案 年寄衆） 松 木 息女為典侍来五日祇候之由也、予不知之由返答、伝奏・長（石谷武清 禁裏附） 州 等不治定以前可被聞事也、可示大御乳人之由被申了、大御乳人可逢之由也、仍参番所、松木女之事被申了、奉了、長州唯今所存之旨宣了、以来如此之事兼而可被知之由示了

結局、典侍の増員は延宝二年まで持ち越された。新しい典侍として松木宗糸女（松木宗子、敬法門院）が任命されたが、その選定は武家伝奏や禁裏附の与り知らぬ所で行われたのである。寛文期の統制の枠組が崩壊していた事を示すものであろう。但し、松木女は座次論のため正式な典侍にされず、「おいは」と称されて出仕<sup>⑤</sup>、翌年に五宮（東山天皇）を産んだ。以後靈元天皇は五宮を継体とする計画を進めるが、それと「おいは」の選定過程は無関係でないと思われる。すなわち、自己を中心とした朝廷の再編成を目指した天皇にとって、後水尾院や東福門院、また伝奏・禁裏附等の影響下になく、おそらく天皇側のイニシアチブによって任命された「おいは」は貴重な存在であった。五宮を皇継に選んだ理由の一つはここにある。

延宝期は、朝幕の中心的存在が次々に辞職・死没した時期でもある。まず寛文十二年（延宝元年）に板倉重矩が亡くなり、延宝三年には日野・中院の兩名が武家伝奏を辞した。同五年には新中納言局、翌年には東福門院が亡くなり、同八年には後水尾院が没し、朝廷は名実共に靈元天皇を中心とした体制に移行した。特に形骸化していたとはいえ、奥の統制を担っていた新中納言局や東福門院、後水尾院の死の影響は大きかったと考えられ、幕府は奥向きに関する情報の入手先を失っていったと思われる。それに拍車をかけたのが、延宝八年の徳川家綱の死であろう。内室を通じて公家社会とつながりを持っていた酒井忠清<sup>⑦</sup>が失脚した一方、綱吉に信任された堀田正俊はそうした関係を有していなかった<sup>⑧</sup>。天和・貞享年間、所司代は年寄衆を通じた「御前」把握を強めるが、奥から情報入手し得ない中で苦肉の策という側面もあったといえよう。

## 第二節 靈元天皇讓位時の女中「人分」

天和二年、五宮の儲君擁立が決定され、貞享三年には翌年の讓位が定められた。以後、幕府は靈元天皇の院政を防ぐために腐心するが、焦点の一つは女中の「差出」であった。貞享三年十一月二十三日付所司代土屋政直宛老中奉書には「東宮御幼年之事候へハ万事御大切令事候、尤女中方不被差出様ニ可然候」とあり、東宮（貞享三年当時十二歳）への女中の「差出」が禁じられている。この奉書だけでは意味する所が明確でないが、奉書発給を要請した十一月七日付土屋書状案には「其外女中、其外独々一切諸事指出無之様ニ仕度候」とあり、また奉書について天皇から相談をうけた土御門泰福が「女中方御即位之後万事かまはれぬ様二との義申来」と記している所から、女中の朝廷運営への「差出」を禁じたものである。

貞享四年初頭の奥は『御湯殿の上の日記』や他の古記録等で確認される限り、大納言典侍（松木宗子）・大夫典侍（姉小路氏）<sup>⑮</sup>・新典侍（六条氏）<sup>⑯</sup>・長橋（藤谷氏）<sup>⑰</sup>・菅内侍（五条経子）<sup>⑱</sup>・新内侍（東久世博子）<sup>⑲</sup>という面々であった。同年正月二十二日には「東宮の御かたの左衛門」が東宮朝仁親王元服の役を務めるため平内侍になり、三月三日には御きよ御料人が藤内侍に就任している。<sup>⑳</sup>

まず特徴的なのは大典侍の不在である。天和三年時の大典侍は四辻季継女であった。<sup>㉑</sup>元大納言典侍（四辻氏）であろう。昇進の時期は不明だが、「おいは」の大納言典侍昇進の時期から考えると小倉事件が契機かもしれない。<sup>㉒</sup>その大典侍（四辻氏）は貞享二年に亡くなった。<sup>㉓</sup>この時、大納言典侍（松木宗子）を尚侍に昇進させる案もだが実現せず、新たな大典侍が任命された形跡もない。

次に注目されるのが、長橋（藤谷氏）の急激な昇進である。『御湯殿上の日記』延宝五年八月三十日条に「藤（為）に中納言（条）娘御（一）やとひ（二）まいらる」とあり、これが禁裏に出仕した初めであろう。天和二年四月二十五日に新内侍となり、同四年正

月中に藤内侍へ名称変更、翌貞享二年二月二十一日長橋となつた。<sup>②⑤</sup>前長橋（水無瀬氏）を退出させての就任であり、近衛基熙は天皇の寵愛による恣意を疑っている。<sup>②⑥</sup>

一方、東宮付の女中は、天和三年二月八日に召し出された園基福女と西洞院時成女、貞享三年十月十三日に召し出された櫛笥隆賀女の三人が確認される。<sup>②⑦</sup>「東宮の御かたの左衛門」とは西洞院時成女を指すと思われる。他に梅園季保女が中臈、中将局として出仕していたようだが、貞享二年九月五日に籠居しており、以後の詳細は不明である。<sup>②⑧</sup>

寵愛する女中を昇進させる等、天皇は奥の人事権を掌握していたといえよう。寛文期から出仕している女中は大夫典侍（姉小路氏）を除いて一掃されており、即位からおよそ二十年かけて、天皇は奥の再編成を完了させていた。これを踏まえて、讓位に際して東山天皇付と靈元院付に公家や非藏人、女中等を割った「人分」を検討したい。

### 【史料十五】

『勸慶日記』貞享四年三月十三日条

御人分儀被仰出、院之儀（中略）女中上臈局、佐保・高松・今小路以上三人菅式部・大式・源中将以上三人加賀・河内・柏木以上三人按察  
 「御乳人」近江〔御差〕、司・たと・兵庫・千寿以上四人ひさ・しろ・ろく・ふさ以上四人御物書浦藤、御物師三吉・松山、表使長岡、此外  
 鳥飼・仕丁等也、禁中（中略）女中東二条・典侍三人一人内侍二人二人御下三人一人大乳人大和、末六人・女寿八人・御物書一人・御  
 物師四人・表使一人ひつかさ、以上内々外様公卿雲客非藏人取次鳥飼以下略之、女中下行時者本式之人數分也<sup>②⑨</sup>

院女中の内、上臈局は元大納言典侍（松木宗子）、佐保は元新典侍（六条氏）、高松は元長橋（藤谷氏）、今小路は柳原資廉女で、靈元天皇在位中は「典侍内侍之差別無」召し使われていたものである。菅式部は元菅内侍（五条経子）、大式は不詳、源中将は元新内侍（東久世博子）<sup>③①</sup>である。中臈までが堂上出身者である。<sup>③②</sup>

東山天皇女中の内、東二条局は松木宗宗室で上臈局（松木宗子）母、つまり天皇外祖母にあたる。<sup>③③</sup>典侍三人の中で、大

典侍は「大納言(典侍)すけ殿(今日)けふより上らふの御つほねになり給ふ、あね(姉)ハ後西院にて山の小路といひし人也、これも此た(度)ひ大すけになさせらるゝ」とあるように、元後西院女中で東二条局息女(天皇伯母)山小路局であつた。残りの典侍は不明だが、園基福女が含まれていると思われる。<sup>④</sup>内侍二名は長橋(西洞院氏)・藤内侍(御筈賀子、新崇賢門院)であろう。長橋(西洞院氏)は元禄三年、禁中で髪を切り落とすという拳に出て蟄居させられた。年齢は「十六七云々、但奉公之始於此職者事不軽間、可加年齢旨依御同意、加一二間実者可為十五六才」<sup>⑤</sup>であり、貞享四年時の実年齢は十二・三歳になる。次の長橋(御筈賀子)<sup>⑥</sup>も、生年からするとほぼ同年齢である。

すなわち、靈元院は讓位にあたつて、典侍の最上位と長橋を兩方院女中とする一方、東山天皇の大典侍には外部から外戚を任命し、長橋には幼少の女性をあてたのである。大典侍不在という事情はあるにせよ、大典侍・長橋の留任を原則とする近世後期とは全く異なる方策をとつたといえよう。長橋(西洞院氏)が十分職務を果たし得たとは思えず、実質的には東二条局や大典侍(松木氏)が、院にいる上臈局(松木宗子、元禄二年准后宣下)と共に奥を差配していたと考えられる。これはいうまでもなく、靈元院が若年の天皇の動向を把握し、院政を行うための措置であつた。幕府はそれに対して有効な統制手段を持ちあわせていなかったといえよう。<sup>⑦</sup>

以上、寛文十一年の大典侍(小倉氏)退出以降、奥における東福門院の影響力は減退し、また大典侍・長橋・大御乳人の三人の連携を基本とした統制も崩れていった。延宝期には新中納言局・東福門院・後水尾院らが相次いで亡くなり、成人した靈元天皇は女中の人事権を獲得し、奥の再編成を進めていった。讓位にあたつて天皇は院政に適合した体制へと女中を「人分」し、院政の基盤としたのである。

① 『中院通茂日記』寛文十三年七月二日条に「禁中女中之事、典侍役、

御手水倍膳・御行水御湯惟・御手水御服・御拝御供・御膳御倍膳等二

人猶毎朝之義難勤之、然処唯今一人也、女御御倍膳雖被扶、今退出開

如也」とある。

② 『中院通茂日記』寛文十三年正月十一日条。

③ 野村前掲「天和・貞享期の綱吉政權と天皇」。

- ④ 『中院通茂日記』寛文十三年二月十六日条。
- ⑤ 久保前掲『後水尾天皇』二〇二頁、また第二章注②参照。正式な典侍となるのは小倉事件後、大納言典侍とされた時である。(『御湯殿上の日記』天和元年十一月九日条。
- ⑥ 久保前掲『靈元天皇の朝廷運営』、同前掲『後水尾天皇』二〇三～二〇四頁。
- ⑦ 第二章注②参照。
- ⑧ 小倉事件の最中、堀田正俊は参府した年寄衆勸修寺経慶と会談し、「禁中方諸事宜儀於有之者内證ニ而可申越(中略)残老中者上方ニ由緒共有之候而内證被聞候へ共、自分ニハ無之間不案内、乍去假令有由緒ニ而も合手ニヨリ不甘心、又難尋由」と内々の情報提供を求めた上、「小倉殿者常之行状如何」と今更尋ねている。(『勸慶日記』延宝九年九月二十三日条)。野村は本史料を用い、綱吉と堀田との間に小倉の人物像と小倉事件をめぐる見解の相違があったとする(野村前掲「天和・貞享期の綱吉政権と天皇」)が、むしろ堀田は小倉の人物像を十分把握できていなかったのではないか。その反省が、堀田をして勸修寺との内証ルート形成に向かわせたと考えられる。
- ⑨ 田中眺龍「貞享期の朝幕関係」(桜美林大学桜美林論考『人文研究』創刊号、二〇一〇年)。
- ⑩ この経緯は、野村前掲「天和・貞享期の綱吉政権と天皇」が詳細に検討している。
- ⑪ 久保貫子「朝廷運営をめぐる靈元上皇と近衛基熙」(久保前掲「近世の朝廷運営」)、田中前掲「貞享期の朝幕関係」。
- ⑫ 『基熙卿記』(東京大学史料編纂所蔵謄写本)貞享三年十二月二十三日条。
- ⑬ 『自筆之書状下書』(国文学研究資料館蔵常陸国土浦土屋家文書)。本史料の詳細は田中前掲「貞享期の朝幕関係」参照。
- ⑭ 『泰福卿記』(宮内庁書陵部蔵)貞享四年正月三日条。
- ⑮ 貞享元年五月七日新典侍より名称変更(『御湯殿上の日記』同日条)。
- ⑯ 貞享二年六月十二日今参として何公(『御湯殿上の日記』同日条)。
- ⑰ 天和三年十月二十一日今参として出仕(『御湯殿上の日記』同日条)。
- ⑱ 貞享二年十月十三日より出仕(『御湯殿上の日記』同日条。但し系譜類によると貞享三年六月二十四日から貞享四年三月十八日まで退出している(『靈元天皇実録』二))。
- ⑲ 『御湯殿上の日記』同日条。
- ⑳ 『御湯殿上の日記』同日条。彼女の詳細は不明。
- ㉑ 第二章注②参照。
- ㉒ 本章注⑤参照。
- ㉓ 『通誠公記』(今江廣道・小沼修一校訂『通誠公記』一)統群書類従完成会、一九八八年)貞享二年七月一日条に「伝聞、今日大典侍局卒去十年云々、頓死之由」とあり、年齢も符合する。
- ㉔ 『兼輝公記』(東京大学史料編纂所蔵謄写本)貞享二年七月二日条。
- ㉕ 『御湯殿上の日記』天和二年四月二十五日条、同四年二月一日条、貞享二年二月二十一日条。
- ㉖ 『基熙公記』貞享元年十二月二十九日条に「今日長橋局水無瀬門数年為奉公人、而俄被下御殿率爾退出云々、其罪人不知之、但當時藤内侍故為教朝臣妹有寵、以此人可為長橋御内意之由諸人令推察者也、惣而近年男女之間例年或蛰居或退出、於勾当内侍者当代既及四人退出、偏朝廷衰微可歎々々」とある。なお、靈元天皇在位時の長橋は確認しうる限り今城氏、西洞院氏、姉小路氏、水無瀬氏、藤谷氏の五人である。姉小路氏のみ退出していないが、基本的には基熙の記述と整合する。
- ㉗ 当該期の名は隆慶であるが、煩雑となるため隆賢に統一する。

②⑧ 『御湯殿の上の日記』天和三年二月八日条、貞享三年十月十三日条。

②⑨ 『基量卿記』貞享二年九月六日条。

③① 本記事は山口和夫「朝廷と幕府」(藤田覚編『史料を読み解く3 近世の政治と外交』(山川出版社、二〇〇八年)にて翻刻されている。なお、同書は省略箇所で見逃す清閑寺熙定を「大典侍兄」と注している。しかし、これは禁裏女中ではなく、江戸城の奥に仕え、大典侍と称された女性(寿光院)である。ちなみに彼女について、「徳川幕府家譜」(徳川諸家系譜一)(就群書類従完成会、一九七〇年)は、江戸下向以前に長橋であったとする。今後の課題としたいが、管見の限り一次史料からは確認できない。

③② 『六条家譜』(東京大学史料編纂所蔵謄写本)。

③③ 『藤谷家譜』(東京大学史料編纂所蔵謄写本)。

③④ 『勸慶日記』元禄二年正月二十八日条に「柳原前大納言院女中息女院女中とある。

③⑤ 『基量卿記』貞享三年十二月二十日条。

③⑥ 『野宮定基日記』(宮内庁書陵部蔵)元禄二年閏正月二十八日条に「院女中以下同」

③⑦ 式部房院女中御院得範補典侍、号中納言典侍云々、初仙洞御在位之時候禁中、申管掌侍人也」とある。院上臈は典侍格である事から、野宮は上臈への昇進を「補典侍」と表現したと思われる。同年

の院皇子出産時には管中納言局を称している(『靈元天皇実録二』)。なお、掌侍は内侍の別名である。

③⑧ 『靈元天皇実録二』。

③⑨ 高橋博「近世後期の仙洞・大宮等における女官制度」(高橋前掲『近世の朝廷と女官制度』)。

③⑩ 『基熙公記』元禄十年九月六日条に「東二条祖母」とある。

③⑪ 『无上法院殿御日記』貞享四年三月二十一日条。

③⑫ 大典侍(松木氏)は元禄十四年に暇を与えられた(『基熙公記』元禄十四年九月九日条。翌元禄十五年二月十七日条に「大典侍古儀同」とあり、次の大典侍は園基福女であった)。

③⑬ 『基熙公記』元禄三年五月八日条。なお、『通誠公記』元禄三年五月九日条は「十九才」とするが、関白である近衛の情報の方が正確であろう。

③⑭ 『基熙公記』元禄三年五月十四日条に「亥刻許右兵衛督来、息女藤内侍可為勾当内侍旨被仰出、畏悦之由也」とある。

③⑮ 靈元院は讓位前、議奏と院伝奏の兼任を構想していたが、実現しなかった(村和明「近世仙洞御所機構の成立過程について」『史学雑誌』一一七—三、二〇〇八年)。表向きに比べ、奥には院の意向がより貫徹しやすかったと考えられる。

## おわりに

本稿では、これまで不明であった靈元天皇在位時の奥の構造を解明すると共に、禁闕騒動の経緯を再検討し、それが朝廷内部に留まらず、以後の家綱政権の対朝廷政策をも規定していた事を論証した。その他、本稿で明らかになった事実と今後の課題をあわせて提示して結びにかえたい。

まず東福門院の役割について。本稿の検討により、女院は自身が見定めた女中を禁裏に進め、また掟書を発して起請文を徴収する等、禁裏奥の統制の中心的存在であった事が判明した。これは所司代や禁裏附の協力のもとで行われ、所司代らはその枠組を通じて「御前」の情報を入手し、朝廷統制に役立てたのである。とはいえ、女院が幕府の意図のままに動いたわけではない。史料五に示されているように、後水尾院の要請であっても、江戸からの依頼であっても不必要と感じれば断ったのであり、彼女は自身の主体的判断の元に行動していたのである。皇位継承における影響力もこうした日常的な役割の延長線上に位置づくものであろう。それに関連して、重要なのが大典侍(小倉氏)の存在である。彼女は女院の推薦により奥に入った女中であり、後光明天皇即位式において褰帳典侍を勤めた。野村は、同即位儀が女院との母子関係を明確化する形で行われた事を指摘しているが、これも「母」としての女院を演出する一環であつたらう。さらに注目されるのが、後西天皇の即位に関わる次の記事である。

【史料十六】

『宣順卿記』承応三年十月九日条

花(長仁親王後西天皇)殿御行常大(徳川家徳)樹御存知無之、向後天子御作法不宜者不依何時(高貴宮(靈元天皇))一才宮へ可有御讓、女院可有御計由武命之趣、  
以女中品(高知、高家)川申入女院、本院(後水尾院)・女院御喜悅之由自二条殿以御消息被仰遣大樹(光平)

幕府は後西天皇の即位を認めつつ、「天子御作法」<sup>②</sup>が悪ければ何時でも高貴宮に讓位すべきとし、東福門院にその「御計」を求めた。後西天皇在位時の大典侍は彼女であり、女院は彼女を通じて、寛文九年の掟書に「上様平生の御さほう」<sup>(作法)</sup>と表現されたような、奥向きにおける天皇の動向をいち早く把握しえたのである。幕府はそれ故にこそ、女院に「天子御作法」の監視を期待しえたのではないか。とすれば、後光明天皇・後西天皇期における奥の動向や、女院の役割を検証する必要がある。

次に、近世後期に至る禁裏奥の変遷について。靈元天皇は讓位にあたって典侍の最上位と長橋を両方院女中とする一方、禁裏には外戚の女中を配置して院政の基盤とした。以後、禁裏奥の統制は東山天皇実母の准后松木宗子を中心としたが、幕府と血縁關係を持たない「母」の登場は、幕府に新たな対策を迫る事になったと思われる。元禄六年、靈元院の院政終了にあわせ、幕府が准后松木宗子や東二条局の「差出」を容認する方向へと転換した理由もここにあるのではないか。こうした試行錯誤は、以後の天皇が院政を志向する際、どのように影響したのであろうか。東山天皇の讓位に際しても、長橋は院女中とされる一方、中御門天皇の外祖父櫛笥隆賀が東山院の「仰」をうけ、男性でありながら奥で勤務した。このような奥の多様なあり方について、皇繼をめぐる制度的変容ともあわせ、幕府の反応も含めて具体的に検討しなければならぬ。

最後に、武家社会の奥との関連について。本稿で論証した奥の統制や情報管理は、朝廷のみに見られるものではなく、同時期の幕府や大名家においても同趣旨の法度や条目が類発されていた<sup>⑦</sup>。そもそも、幕府や大名家の奥女中に公家社会出身者が多く見られた事も考えれば、両者は近世を通じ、互いに影響を及ぼしあっていた可能性が高い。こうした点を踏まえつつ、奥の研究全体の中に、朝廷の奥を位置づけていかなければならないであろう。いずれも本稿の射程を超えるものであり、今後の課題としたい。

① 野村前掲「後光明天皇の即位と江戸幕府」。

② この解釈については議論がある。野村前掲「日本近世國家の確立と天皇」は「四方拜・節会・神楽などにおける所作・作法」(三〇三頁)と解釈する。それに対して、拙稿(前掲「書評」野村玄著 日本近世

國家の確立と天皇)では、朝廷政務一般を示す可能性を指摘した。

現時点では、より広く天皇の行動、言動全般を指すものと考えている。

なお、既に久保貴子は前掲「朝廷の再生と朝幕關係」で「天子御作法不宜者」を「天皇としてふさわしくない行動があった場合は」と解釈

している。

③ 前掲拙稿「元禄期の朝幕關係と綱吉政権」。

④ 『石井行康日記』(京都大学総合博物館蔵 宝永六年六月二十一日条に、讓位に際して院御所へ「御供」した女中が列挙され、その中に虫損で判別しにくい「桜井」□□□内侍(元御供)高辻大内記惣長朝臣姉)が

⑤ 前掲拙稿「近世中期の朝廷運営と外戚」。

⑥ 村和明「一八世紀の朝廷と職制」(藤田覚編「一八世紀日本の政治

⑦ と外交』山川出版社、二〇一〇年）。  
長野前掲「幕藩制国家の政治構造と女性」。

（京都光華女子大学非常勤講師）

The Inner Palace of Emperor Reigen and Former  
Empress Tōfukumon'in

by

ISHIDA Shun

In this article I examine the developments in the Inner Palace and female officials at the time of Emperor Reigen's accession to the throne, focusing on the role of Tōfukumon'in, his mother-in-law, and also heeding the moves of the shogunal government. The Inner Palace during the period of the emperor's childhood was under the control of Tōfukumon'in and Sanjōnishi Sanenori. When the Inner Palace was thrown into turmoil over the imperial succession in an incident known as the Kinketsu Sōdō (the disturbance over the absence of an imperial heir), Go-Mizunō'in, the emperor's father, and Tōfukumon'in had Takatsukasa Fusako formally made empress after consultation with the shogunal authorities, and an intensification of issue of imperial succession would thereby be averted by simply waiting for her giving birth to a prince. In addition, Tōfukumon'in was chiefly responsible for producing the rules to be followed by the female officials of the Inner Palace, and the buke tensō, the imperial courtier charged with managing communications between the court and the shogunal government, and the *kinri-zuki* (the samurai official dispatched by the shogunal authorities to oversee and protect the court) perfected a system that could directly grasp the movements of the emperor within the Inner Palace. However, struggles within the Inner Palace were incessant, and when the influence of Tōfukumon'in waned after the emperor reached maturity, the system grew rigid. After the deaths of Tōfukumon'in and Go-Mizunō'in, the emperor proceeded with a re-organization of the Inner Palace, and on his abdication to his son Emperor Higashiyama, he installed in the Inner Palace of Emperor Higashiyama female officials who were his maternal relatives with whom he was closely associated in order that he could exercise a powerful influence on the Inner Palace even after he had left the throne.